

平成 22 年 1 月 18 日

(参考資料)

住友信託銀行株式会社

投資一任運用商品「すみしんファンドラップ」における、
「定時定額払戻」機能の追加について

住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均/以下「住友信託銀行」)は、平成 22 年 1 月より投資一任運用商品「すみしんファンドラップ」(*)に「定時定額払戻」機能を追加いたしました。

(*)「すみしんファンドラップ」の商品概要につきましては、次頁をご参照ください。

「すみしんファンドラップ」は、平成 21 年 1 月に販売を開始して以来、多数のお客さまからご支持をいただき、平成 21 年 11 月末現在で、約 700 件のご契約をいただいております。

これまで、「バランス良く分散投資を行い、その後の時価変動による資産配分の歪みも補正してもらえる。」と、運用を任せたいとお考えのお客さまにご支持をいただいていたが、分配型の投資信託のように運用資産を受け取っていく機能がなく、「すみしんファンドラップを活用して、運用は任せながら、その資金を、徐々に使っていきたい。」といったお客さまのご要望には対応できていませんでした。

「定時定額払戻」機能は、このようなお客さまのニーズに応えるものであり、当該機能の追加により、「すみしんファンドラップ」をより幅広いお客さまにご利用いただきたいと考えています。

住友信託銀行では、今後もお客さまの声に耳を傾け、お客さまの多様なニーズに応える商品提供を行ってまいります。

< 「すみしんファンドラップ」の「定時定額払戻」機能の概要 >

- 申込時に、お客さまが選択可能(その後、1年毎に要否の選択が可能)
- 年4回、各四半期の初月(4月、7月、10月、1月)に払戻しを実施
- 払戻額は、ファンドラップの各コース(保守的、やや保守的、中庸、やや積極的、積極的)に応じて、それぞれの各コースから期待される収益水準をもとに設定(3~7%程度)
- 組入れる投資商品は、「定時定額払戻」機能の有無に関わらず同一
- 運用資産の時価が500万円以下になる場合は、翌年以降の「定時定額払戻」機能の設定は不可

「すみしんファンドラップ」のリスク・費用等は[こちら](#)のご注意事項を必ずご確認ください。

以上

【ご参考 : すみしんファンドラップの概要】

契約金額	1,000万円以上1万円単位
契約期間	1年(自動継続)・3年(有期)・5年(有期)の3種類からお選びください。
契約締結日	毎営業日締結可能
運用開始日	契約締結日から起算して7営業日目を降の木曜日(休業日の場合は翌営業日)をご指定ください。
運用資金の入金	運用開始日の3営業日前までに、お客さまの普通預金口座にご入金ください。
投資対象商品	すみしん ファンドラップ専用の国内投資信託
投資方法	ヒアリングシートにて伺った、お客さまの資産状況、投資期間、投資経験、投資目的、許容できるリスク水準等にもとづいて、5コース10種類の中からお客さまにとって住友信託銀行が最適と判断した運用コースをご提案いたします。お客さまと住友信託銀行との間で投資一任契約を締結し、合意した運用コースにもとづき、住友信託銀行が一任運用を行います。
特定口座	ご利用いただけます。ただし、既に住友信託銀行で特定口座をご利用のお客さまは重ねて口座開設はできません。
契約の終了	運用開始後、3か月間は解約できません。原則として、運用開始日の3か月後の応当日以降、毎営業日受付可能です。 お申込受付日の翌営業日から起算して原則8営業日目に契約を終了しますが、投資対象商品のファンド休業日等により、換金に時間を要する場合がございます。
契約内容の変更	年4回を限度として、契約資産の増額・減額、運用コースの見直し等、契約内容の変更が可能です。
定時定額払戻	年に1度、払戻の有無についてお選びいただけます。

【ご参考 : すみしんファンドラップのコンサルティングの流れ】

長期的な視点にたった資産運用においては、PLAN(計画) DO(運用) CHECK(見直し) ACTION(変更)というプロセスを行うことが大切です。「すみしんファンドラップ」では、以下のファンドラップコンサルティングにもとづき、お客さまにとって適していると住友信託銀行が考える資産運用をご提案し、実行します。



- 1 お客さまの投資に対するお考えをお伺いします。
- 2 お客さまに合った運用コースをご提案いたします。
- 3 住友信託銀行に運用を一任する投資一任契約を締結します。
- 4 環境の変化にも対応し、お客さまの資産を最適な配分にコントロールします。
- 5 定期的な運用報告によりお客さまの資産の状況をお知らせします。
- 6 運用中でもライフスタイル等の変化に応じて投資方針の見直しが可能です。

「すみしんファンドラップ」の詳細は、[こちら](#)をご覧ください